

保存版

# PTA 活動のしおり



横浜市立もえぎ野小学校

令和5年4月発行

## ようこそ もえぎ野小学校 PTA へ

もえぎ野小学校の PTA は、昭和 51 年 7 月に発足しました。

PTA とは、Parent(親)—Teacher(教職員)-Association(会)の略称です。学校と保護者が協力し、児童生徒の健全育成と地域との連携を図り、地域社会全体の福祉推進に寄与するために活動をしています。

PTA 活動を通じて学校や地域を知ることが、そこで成長する自分の子ども達のことをより良く知ることであり、学校や地域の改善に貢献することは、自分の子ども達の成長環境を良くすることに繋がると考えています。PTA が子どもを取り巻く学校・地域の環境改善に関わりたい人々にとって最適な選択肢となれるよう、活動を続けています。

PTA 活動って大変なのでは？と思う方もいらっしゃるかもしれませんが、実際に委員をやってみて保護者や先生方との繋がりができ、様々な情報交換ができた・子供や学校の様子を知る機会が増えて良かったといった声も聞かれます。また、近年は保護者の負担を減らすための活動の見直しや適正化も進められており、より活動しやすい PTA を目指しています。

このような趣旨のもと、子どもたちの成長を見守り、安心して通える学校づくりに手を貸していただけたいと思います。PTA の具体的な活動を知っていただき、積極的に参加できるようにこのしおりを作成しました。なお、**PTA は任意加入が前提の団体ですので、趣旨に賛同頂けない場合は PTA 実行委員会にご連絡下さい。**

## PTA 会費について

1 家庭年間 3,600 円を、学校に依頼をして、学校の諸費用と一緒に年度初めに引き落としで集金します。

学校と PTA は業務委託契約を毎年締結しています。会費の使い道については、毎年 5 月の総会で配布している決算報告・予算案をご参照ください。

また、その中から PTA 連絡協議会に会費として以下の年額で納めています。教職員からも集めています。

- |                                      |           |          |
|--------------------------------------|-----------|----------|
| ・横浜市 PTA 連絡協議会費（市 P 連）               | 児童 1 人につき | 75 円     |
| （上記会費のうち、日本 PTA 全国協議会費（日 P 連）10 円含む） |           |          |
| ・青葉区 PTA 連絡協議会費（区 P 連）               | 1 校につき上限  | 10,000 円 |

## 横浜市安全教育振興会（安振会）に加入しています

学校管理下外の児童生徒の事故や保護者、教職員の PTA 活動中の事故など、見舞金等の給付が受けられます。また、児童生徒、保護者や教職員が、誤って他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊した場合などの賠償責任補償制度も付加されています。掛け金は PTA 会費の中から引き落としされます。補償の対象となる事故例など詳細は、横浜市安全教育振興会（安振会）案内書をご覧ください。

\* 給付に該当する場合、副校長先生にご相談ください。

## もえぎ野小・中学校資源回収の活動をしています

もえぎ野小 PTA ではもえぎ野中 PTA と共同で「もえぎ野小・中学校資源回収」という団体名で横浜市に登録し、資源回収を行っています。回収量に応じて市からの奨励金を受け、以下の団体で分配しています。事務局はもえぎ野中 PTA と 3 年交代で担当しています。

もえぎ野子ども会 / 柿の木台子ども会 / 藤が丘第 2 子ども会
もえぎ野小 PTA（特別会計） / もえぎ野中 PTA（特別会計）
もえぎ野中部活動顧問会（部活動協力金）



# 【PTA 組織について】

## 1. PTA 総会

年度の初めに開かれる最高議決機関です。

総会の定員数は会員の 1/5 とし、議決は議決権行使書の提出者又は出席者の過半数で決定します。  
会員が自分の意思・意見を表明できます。



## 2. 実行委員会

PTA 活動の中核機関です。必要に応じて開催します。

学校より校長・副校長・児童支援専任、PTA より役員会・各委員会の委員長で構成されています。  
各委員会とは、校内委員会・校外委員会を指します。

### <議事内容>

円滑な PTA 活動を行うため、役員会・各委員会から活動内容を報告し、学校側および保護者からの提案事項を話し合います。内容は、「実行委員会だより」にて会員にお知らせします。

### <実行委員の選出方法>

毎年 12～1 月頃に翌年度の実行委員候補を原則として各学年から学級数と同じ人数を選出、  
補欠を各クラスより 1 名選出しています。  
立候補者がいない場合は、くじ引きとなります。

## 3. 常任委員会

各委員会の定例会の名称です。月 1 回必要に応じて開かれます。

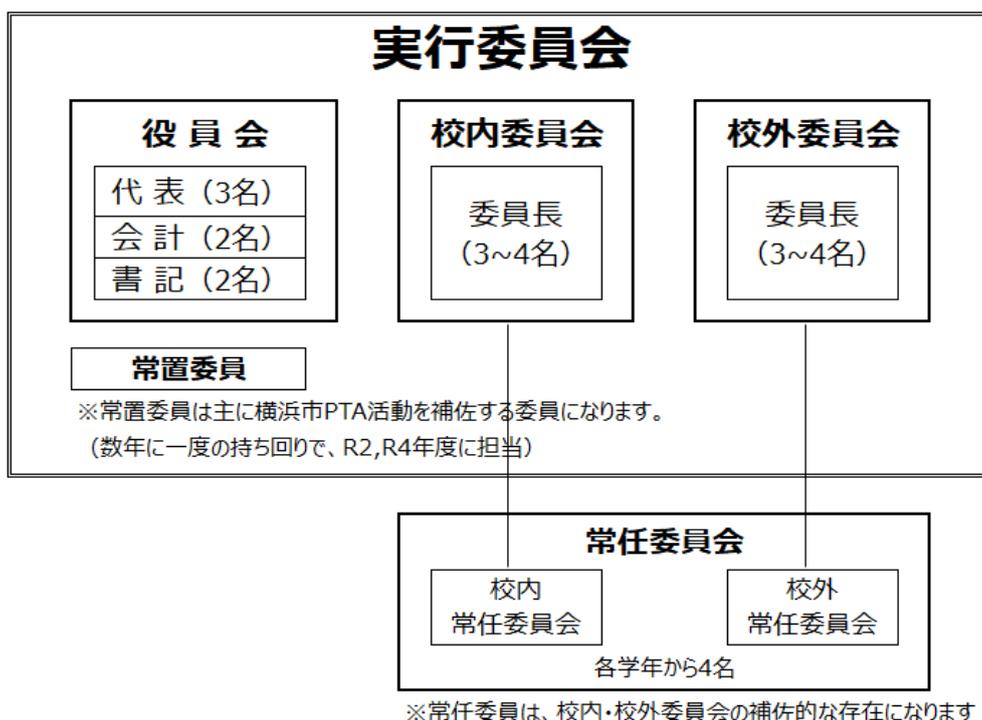
もえぎ野小学校では、2 つの委員会（校内・校外）が活動しています。

\* 委員会は実行委員の人数によって、合併、分離、名称変更する場合があります。

### <常任委員の選出方法>

毎年 4 月の年度初めに、常任委員候補を選出します。（在校生は前年度内に選出）  
各学年から 4 名選出し、校内・校外のいずれかの委員会に所属します。

## 組織図



## 【各委員会紹介】

R5 年度		主な業務内容
役員会	代表	・PTA 業務全般の調整、実行委員会の企画・進行
		・他校との交流会や自治体との連携事業会議、青葉区 P 連の会合出席など
		・校内行事における祝辞や挨拶
	会計	・PTA のお金の管理（口座、通帳）
		・PTA 活動にて発生する費用の支払い
		・中間監査、期末監査
	書記	・議事録作成
		・実行委員会だより、活動報告の作成
		・ほか PTA からの文書の作成など
校内委員会		・ベルマーク&ウェブベルマーク活動
		・給食試食会の開催（R4 年度は感染対策のため開催せず）
		・卒業生のためのコサージュ準備等
		・もえぎ野会報、ベルマークだよりの発行
校外委員会		・スクールゾーン協議会の準備、開催
		・登校班の新班長会議の準備、開催
		・パトロール日程表作成
		・校外だよりの発行

## 【実行委員・常任委員選出時配慮項目】



もえぎ野小学校 PTA は『誰にでもできる PTA』を目指しています。

実行委員・常任委員の選出は、立候補を優先とし、立候補がない場合はくじ引きにより選出を行います。

選出の際は配慮項目を設けています。

実行委員 配慮項目	常任委員 配慮項目
1. 本校で PTA 実行委員経験者	1. 本校で PTA 実行委員経験者
2. 現常任委員	2. 昨年度常任委員
3. 現子ども会役員（翌年度から 4 年間は選出対象外）	3. 当該児童に対する常任委員経験者
4. 子ども会役員を 2 年連続経験している方	4. 現子ども会役員（翌年度から 1 年間は選出対象外）
5. 未就園児のいる方 （令和 5 年 4 月入園のお子さんは対象外。 保育園に通う 2 歳以下の子は未就園児とみなします）	5. 未就園児のいる方 （令和 5 年 4 月入園のお子さんは対象外。 保育園に通う 2 歳以下の子は未就園児とみなします）
6. 一家の生計を 100%担う勤務に就いている方	6. 本人が妊娠中又は病気のとき
7. 本人が妊娠中又は病気のとき	
8. 家族に介護・看護が必要とされている方がいるとき	

※PTA に関するご相談等は、こちらのメールアドレスまでお願いします。 [pta.moegino@gmail.com](mailto:pta.moegino@gmail.com)